

松浦市監査委員公表第6号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月29日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況(令和5年度前期分)

指摘事項等	講じた措置
<p>(1) 旅費事務</p> <p>【指摘事項】 出張命令書で命令日が出張日より後になっているものがあつた。(議会事務局)</p> <p>【指導事項】 ア 支出処理をする状態の出張命令書の写しをファイリングしていないものがあつた。会計事務の手引きに基づき処理されたい。(選挙管理委員会事務局)</p> <p>イ 日帰り出張の場合の出発・帰着時刻の確認において、命令権者の確認印を受けていないものがあつた。会計事務の手引きに基づき処理されたい。(市民生活課)</p>	<p>ご指摘の件につきまして、出張日より前に訂正を行いました。今後は適正な事務処理を行います。</p> <p>旅費業務の事務処理において、出張命令書の写しをファイリングすることを失念しておりました。今後は、会計事務の手引き等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p> <p>ご指摘の日帰り出張の場合の確認については、命令権者の確認を受けるとの認識が不足しており、それ以外の職員が確認を行うといった誤った処理をしていました。今後は、会計事務の手引きに基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知・指導を行いました。</p>
<p>(2) 補助金事務</p> <p>【指摘事項】 ア 交付決定において、専決区分の適用を誤っているものがあつた。(議会事務局)</p> <p>イ 前回の監査でも指導していたが、申請書の様式の一部を省略した様式により交付申請されていたものがあつた。(市民生活課)</p> <p>【指導事項】 実績報告書の提出がないものがあつた。(市民生活課)</p>	<p>政務活動費における交付決定の起案文書については、(専決区分)50万円を越え200万円までは総務課長(己)決裁ですが、認識不足により、事務局長(丙)決裁としたものです。今後は、松浦市事務決裁規程を再確認し、適正な事務処理を行うよう、事務局全体で周知徹底いたしました。</p> <p>前回の指摘を受け、例規と同様の様式を用いることとして課内で協議をしておりましたが、関係業者に対して、その改善事項の周知の徹底がされていませんでした。ご指摘を受けた事項については、申請書を受け付ける際の様式の相違についての確認不足によるものであるため、申請受付時に様式の確認を行うよう、職員に周知・指導を行いました。また、指摘日以降の申請分より例規と同様の様式を用いて申請していただくよう、関係業者へ正式な申請書様式を配布しました。</p> <p>ご指摘を受け、松浦市補助金等交付規則に基づく様式により、交付した補助金の実績報告書の提出を関係団体に求め、その提出を受けました。今後は同規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知・指導を行いました。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>【指摘事項】 ア 文書管理システムで作成した起案用紙の決裁日を手書きで訂正しているものがあつた。(政策企画課)</p> <p>イ 県医師会からの推薦が前提となっている産業医業務委託契約について、推薦日より前に契約を締結しているものがあつた。(政策企画課)</p>	<p>文書管理システムの操作方法を熟知していなかったことにより、電子決裁完了後において、システム上の決裁日を訂正することができず、やむを得ず決裁後の起案文書を印刷した上で、当該起案文書の決裁日を朱書きで訂正し紙ベース保管としていたもの。今回と同様の誤った事務処理が発生しないよう、文書管理システムの操作マニュアルにより、電子決裁時におけるシステム使用時の注意点について、所属職員全員に指導を行った。</p> <p>新年度に向けた産業医確保のための調整及び県医師会への推薦依頼が遅くなったため。今後は、新年度契約に向けた産業医との調整をより早い段階から行うこととし、書類上、同様の事案が発生しないようにする。</p>

<p>ウ 検査下命の決裁より前に検査が実施されているものがあつた。(税務課)</p>	<p>成果品納品日に業務完了報告書を受領し、そのまま完了検査を実施したが、文書管理システムでの検査下命の決裁が遅れたもの。</p> <p>このことについては、文書管理システムでの決裁日の修正ができませんでした。今後は、文書管理システムで行う契約行為に係る起案については、処理期限を設定し、決裁日が遅れることのないよう対応いたします。</p>
<p>エ 長期継続契約を締結しているもので、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除する。」旨の解除条項が付されていないものがあつた。(市民生活課)</p>	<p>地方自治体の契約は、単年度予算主義により、「翌年度以降にわたる契約を締結する場合は、予算で債務負担行為として定めなければならない。」となっておりますが、長期継続契約はその例外であり、ご指摘の条項を付することで、債務負担に係る議会の議決によらずに、翌年度以降の契約を締結することができるとの認識が不足しておりました。</p> <p>ご指摘を受け、条項を追加し、変更契約書を締結しました。</p>
<p>オ 松浦市財務規則第96条第1項で、「監督の職務を行う職員は、原則として検査を行う職員と兼ねることができない。」と定めているが、監督職員が検査員を兼ねているものがあつた。(市民生活課)</p>	<p>地方自治法の規定による監督は、立ち合い、指示、その他の方法によって、検査については、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うこととなっております。</p> <p>監督や検査を行う際の方法や関係書類が異なることや、「原則」には例外もあるとの解釈で、同一の職員が双方を兼ねておりました。</p> <p>ご指摘を受け、今後は監督職員と検査員は兼ねることがないよう、職員を指定します。</p>
<p>【指導事項】</p>	
<p>ア 随意契約理由に係る適用条項を誤っているものがあつた。(税務課)</p>	<p>市財務規則第86条に規定する額を下回っているものの随意契約理由を地方自治法施行令第167条の2第2号によるものとしたもの。</p> <p>このことについては、随意契約理由の適用条項を修正いたしました。今後はこのような誤りが無いよう十分に注意いたします。</p>
<p>イ 委託料の支出手続きで、実施伺、契約締結伺がないものがあつた。(選挙管理委員会事務局)</p>	<p>業務委託契約の事務処理において、実施伺及び契約締結伺を失念しておりました。今後は会計事務の手引き等を再確認し適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>ウ 予定価格調書で予定価格と入札書比較価格の金額が逆になっているものや、封筒に封印のないものがあつた。(市民生活課)</p>	<p>ご指摘の予定価格調書と入札書比較価格が逆になっているものについては、記入時における記載欄の誤りによるものでした。今後は調書作成者と事務方の双方で記載欄に対応した予定価格調書となっているかの確認を行うことといたします。</p> <p>封筒に封印がないものについては、予定価格調書記入後、押印を行い、封筒に入れ、糊付けするまでの一連の事務作業を調書作成者と事務職員の双方で行っていましたが、最終的な封印を失念していたことによるものです。今後は調書作成者と事務方の双方で、記載内容から押印、封入れ、封印までの一連の事務作業について確認を行うことといたします。</p>
<p>エ 契約内容の一部を訂正しているもので、契約書に契約当事者の一方の訂正印の押印がないものがあつた。(市民生活課)</p>	<p>ご指摘を受け、押印がなかった当事者の訂正印を押印いたしました。</p> <p>今後契約内容を訂正した際には、訂正内容を記載するとともに、契約当事者の双方が訂正印を押印しているか確認するよう、職員に周知・指導を行いました。</p>
<p>オ 1者随意契約を行っている修繕において、随意契約とする理由の記載はあるが、契約相手方の選定理由が記載されていないものや、選定理由が「精通」のみで、他者では履行できないことを示す具体的な理由が不足しているものがあつた。(市民生活課)</p>	<p>ご指摘を受け、契約の相手方の選定理由を追記するとともに、他者では履行できない具体的な理由を補足するために必要な文言を追記いたしました。</p> <p>今後、1者随意契約を選択する場合は、理由を明確に記載し、根拠法令に基づき適正な事務処理を行うよう、職員に周知・指導を行いました。</p>